

## 1 6 割賦利用規則

(目 的)

一人でも多くの組合員の利用を促すため、福利厚生事業をより充実させ、高校生協の割賦利用制度の規則を設ける。

第1条 組合員が高校生協を利用し物資を購入する場合、1回の利用最高限度額を50万円とする。

第2条 組合員が高校生協を利用し物資を購入する場合、総額100万円以内とする。

第3条 10回払いを原則とし、1回の金額を3,000円以上とする。

第4条 ただし、第1条・第2条の規定を超えるもので、特別に指定するものは、最高利用限度額を150万円とする。

第5条 分割払いの最高回数は、24か月とし、特別に指定するものは、36か月とする。

第6条 分割払い回数に応じて、別途定める手数料を加算する。

第7条 割賦金額は均等とし、端数は初回に加える。

第8条 ボーナス払いも併用できるが、その額は2分の1とする。

第9条 特別に指定するものとは、自動車購入にかかわる割賦とする。

第10条 2か月続けて支払いがない場合は、全ての供給を停止する。又、支払期限がきていない割賦代金も一括返済するものとする。

第11条 割賦手数料は次のとおりとする。

1 指定商社利用の場合

1回から3回 0円

4回から10回 100円につき5円

10回以上 1回増すごとに100円につき50銭上乗せ

2 カタログ利用の場合

1回から3回 0円

4回から5回 100円につき2円

6回から10回 100円につき4円

3 自動車購入利用の場合

アドオン 年2.0%

4 その他業者との協定による

第12条 金券類(商品券・図書券・ビール券)等は利用除外品目とする。

第13条 この規則の改廃は理事会の議決を要する。

第14条 附 則

この規則は、2000年4月1日から行施する。